

令和3年第8回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年8月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	欠席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 房野 秀樹 主査 大河原 喜浩 主事補 西尾 かおり
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は2番、3番にお願いします。

日程第2 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第2 議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の4番、申請地の状況について説明をお願いします。

4番

21日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に左折し、〇〇〇m程進むと駐車場があります。駐車場にそってさらに山の方へ進む道があります。その道沿いに進んだ場所です。〇〇〇-〇〇は鉄塔が立っておりまして。その他の申請地は1mほどの草が生えておりました。〇〇〇-〇も鉄塔が立っております。南側の申請地は人の背丈程の雑草が生えており、人が通れない状況でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、主に電気事業を営む事業者であります。この度、送電線建替工事を計画し、申請地、日高市大字〇〇〇〇地内から〇〇〇〇〇〇地内を通過している特別高圧架空送電線「〇〇〇〇線(15万4千ボルト)」の鉄塔建替工事を予定しています。

工事内容の詳細としては、特別高圧送電線路の上部に架設している避雷設備をより耐雷性能を有した避雷設備に張替をする工事とのことです。

今回工事を行うにあたり、工事に必要な工事用地や作業スペースがないため、工事期間中に、鉄塔に隣接した申請地を工事用地として4ヶ月農地の一時転用を行うものであります。工事完了後は、農地利用計画適合証明書提出により農地の状態に戻すことになっております。

申請地の農地の区分は、2種農地となります。計画目的から必要性が認められると思われまます。

議 長

只今4番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案2番に移ります。

5番

本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

24日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇の西側にあります。〇〇-〇は少し草が生えている状態でしたが、〇〇-〇は

議 長
事 務 局

背丈程の草が生えている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けております。地場配送を中心に一般貨物自動車運送事業を行っております。〇〇年ほど前から〇〇〇〇〇〇〇との取り引きがあり、主に鶏卵、食料品を中心とした輸送をしており〇〇〇〇〇〇〇との取引が約〇割を占める関係性を有するまでになっているとのこと。

鶏卵の輸送については、各生産農場から〇〇市の〇〇事業所、パッキング後の製品を〇〇〇〇〇〇に納入といった流れで業務を行っていました。今後、鶏卵の生産者、〇〇〇〇〇〇〇の要望に応じて、〇〇市に鶏卵の〇〇〇〇〇〇を行う工場の新設計画となりました。

申請地は、工場敷地以外に及び大型車両〇台及び従業員及び来客用の駐車場〇〇台も含めて、選定したとのこと。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、農産物集出荷施設に認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われ。

議 長

只今、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

日程第3議案第29号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審議に入ります。

1 番

本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は、〇〇〇市との境にあり、国道407号線沿いの〇〇〇の脇道を右に入ったところ。現地は鉄板が敷いてあり、工事が進んでいる様子でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請人は、申請地二筆のうち一筆は農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成〇〇年〇月〇〇日付けで除外認可を受けており、もう一筆は昭和〇〇年〇〇月〇〇日当初除外の認可を受けております。平成〇〇年〇月の総会に審議し、許可相当で埼玉県に進達し、指令川農振第〇-〇〇〇号、平成〇〇年〇月〇〇日付けで許可がおりております。敷地拡張による工場の増築が目的となっています。

許可後、台風〇〇号の影響により鉄筋材料の入手困難となり計画が延長し

ていましたが、感染症の蔓延等により医療関係等の〇〇〇〇〇〇が増加し、建築計画を変更にいたりしました。

変更内容として、〇階から〇階に建物規模を変更することとなります。

今回は、計画変更申請によりまして、敷地拡張による工場増築の目的に必要な不可欠であり必要性があると思います。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要なと思われると思います。

議長

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第4 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。本件担当のNo.1～No.3まで、3番、申請地の状況について、説明をお願いします。

3番

申請地は県道日高川島線沿いにある、〇〇〇〇〇〇〇から南に入る細い道を〇〇〇mほど進むと、〇〇〇〇〇〇があります。No.1～No.3の3件とも〇〇〇〇付近にあります。現地はネギがきれいに植わっていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

借受人は、従業員〇名で平成〇〇年度から就農した農家で構成されている農地所有適格法人として〇〇市ではブドウを栽培し、〇〇市内の直売所で販売しています。計画では、申請地でネギを栽培し、JA全農さいたま、〇〇市にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇に出荷したり、近隣のスーパー等に出荷しています。各申請地は現在の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものであります。従業員の他、アルバイトの方や農業大学校を受講している生徒を研修生として受け入れて従事しているとのこと。

議長

只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し

てください。

続きまして、議案2番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

1 番
議 長
事 務 局

申請地は、〇〇〇から〇〇〇mほど進んだ先に右に曲がる細い道を進んだところですが、現地は、作付けがされている場所はきれいに植えられておりましたが、それ以外の農地は、山のようになっていました。

続いて、事務局より 申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、〇〇で新規就農した方で貸付人は夫が所有している農地であります。〇月に夫婦で新規就農となった方で、貸付人は、いるまの明日の農業担い手塾に令和〇年〇月より入所し、農地を借りて、研修を受講し実績を積み上げてきました。

研修地を提供していた土地所有者が、去年、亡くなり、身寄りがない方で、新規就農を目指す借受人にすべての農地を引き渡すように遺言状を残し、贈与した形で農地を取得しております。

県が新規就農を支援する目的で、〇〇による経営開始型補助金の制度があり、今後、申請をされる予定となっています。〇〇型による補助金を受ける際に、農業形態を各業務で役割分担する必要があり、今回、利用集積計画となりました。

申請地は露地野菜、主にトマト、パクチーの栽培を計画しており、農地を集積して少しずつではありますが経営拡大を目的としております。

議 長
委 員

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

農地の一部が山林化のようになっている所は、どのようにして今後農地にしていくのでしょうか。

事 務 局

申請者から、営農していく際に農地にするという報告は受けておりません。今後、農地として利用していくのであれば、現状から農地へ改善するように指導します。

委 員
事 務 局
委 員

何歳くらいの方ですか。

夫が〇〇歳、妻が〇〇歳です。

補助金の申請にあたって利用集積計画を提出との説明でしたが、今回の申請では、農地が〇〇〇〇㎡ほどとなっておりますが、この面積経営でも補助金が受給できるということでしょうか。

事 務 局

申請者は〇〇で共同経営をしており、経営農地としては〇〇市分と〇〇市分があります。今回は〇〇型の補助金申請となり、〇〇それぞれが農地を所持していることが要件であったため、〇〇で共同経営している〇〇市分の農地から、一部を〇〇のものするため、申請していただいたという経緯です。

議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第

委員
議長

3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

日程第5 専決処分の報告について

日程第5 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。